

委託仕様書

1 事業名

道路脇除草業務委託（一般市道上区山田線_京北細野町不動ヶ谷他）

2 業務の目的

一般市道上区山田線の道路脇に関して、狭小な幅員箇所において道路脇から植生が張り出しており、車両通行や一般歩行者が当該道路を利用するうえで支障をきたしている。これより、本業務は下記に示す範囲の除草及び支障となる張出枝の除去を行うことで適切な道路空間を確保していくものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年10月17日（金）まで

4 履行場所

一般市道上区山田線 右京区京北細野町不動ヶ谷他（添付地図参照）

5 業務範囲

道路延長約 360m の両側

起点：一般市道中区上区線との交差部（京都一周トレイルの木標が目印）

※写真1参照

終点：NTT柱「ナカノマチ18」付近

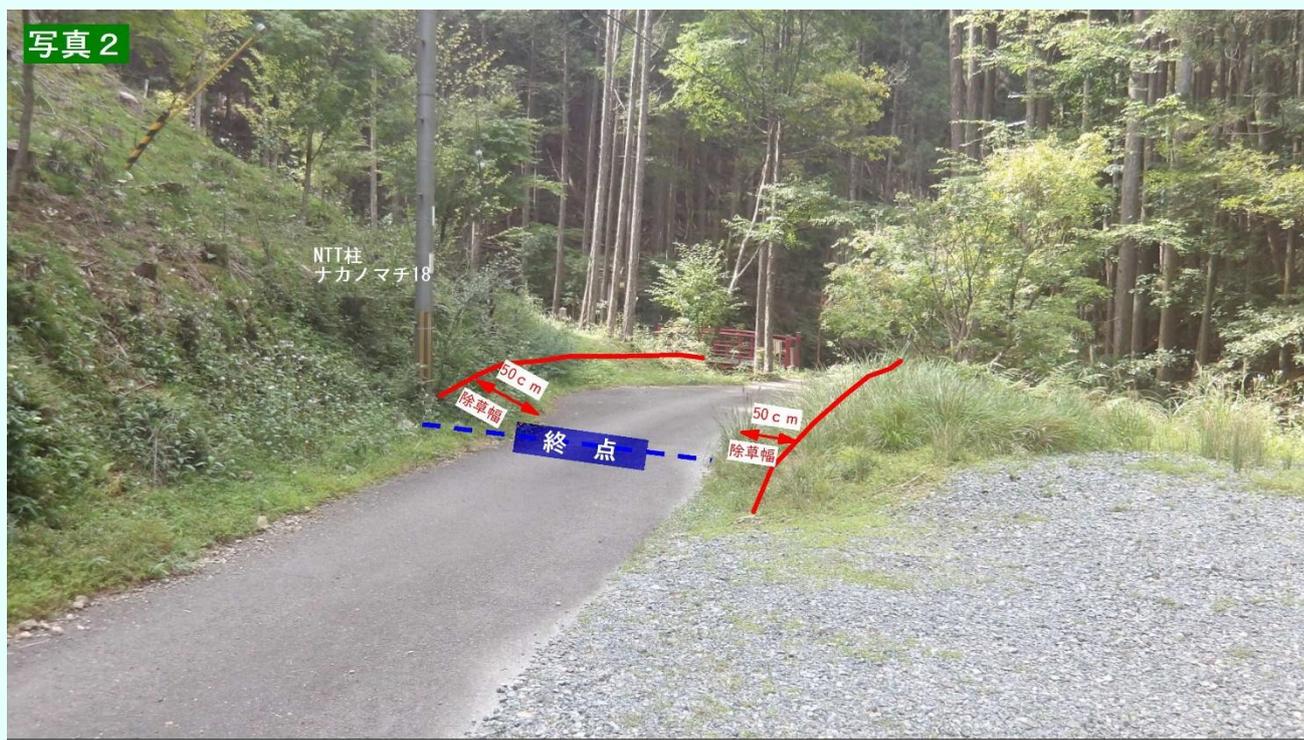
※写真2参照

道路舗装端部から 50cm 幅のエリアが除草及び張出枝除去の対象となる。

6 業務内容

「4 履行箇所」「5 業務範囲」に示した箇所の道路両端の舗装端部から 50cm の除草及び張出枝の剪定を行う。張出枝は地表高 3.5m 以内のものを対象とする。

対応の除草及び張出枝（剪定材）については、受託者で適正に運搬し処分を行う。



7 見積項目

除草及び張出枝剪定作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分費、経費は必要に応じて任意に計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書（様式 19）

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyusyo.xls

3. 写真（着手前、完了時、履行時）※データ提出可

着手前及び完了時の写真は箱尺等を用いて、適切な剪定位置で処理を行ったことが確認できるようにする。

9 特記事項

（費用）

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の**全ての費用は、本業務に含む。**
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費は本業務に含む。
- ・ 作業で生じた除草材や張出剪定枝以外に、これらと混ざったごみは受託者の処分とす

る。

(安全)

- ・ 作業にあたってはハイカーなどの歩行者や通行車両等の安全に十分配慮し、適切に作業明示を実施すること。なお、道路使用に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ 当該箇所は通行止め等の規制が困難であるため、歩行者及び車両を通行させつつ、作業を行う計画をたてること。
- ・ 作業にあたっては、予告看板版や規制帯は第三者に対して明確に示せるよう設置位置など余裕を有して行うこと。
- ・ 作業時は飛散物等が生じるため、この防止措置を確実に講じること。
- ・ 作業実施者（受託者）の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

(工程)

- ・ 実施予定日が確定した際は、1週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 作業時間は原則として午前9時から午後5時の間とする。

(その他)

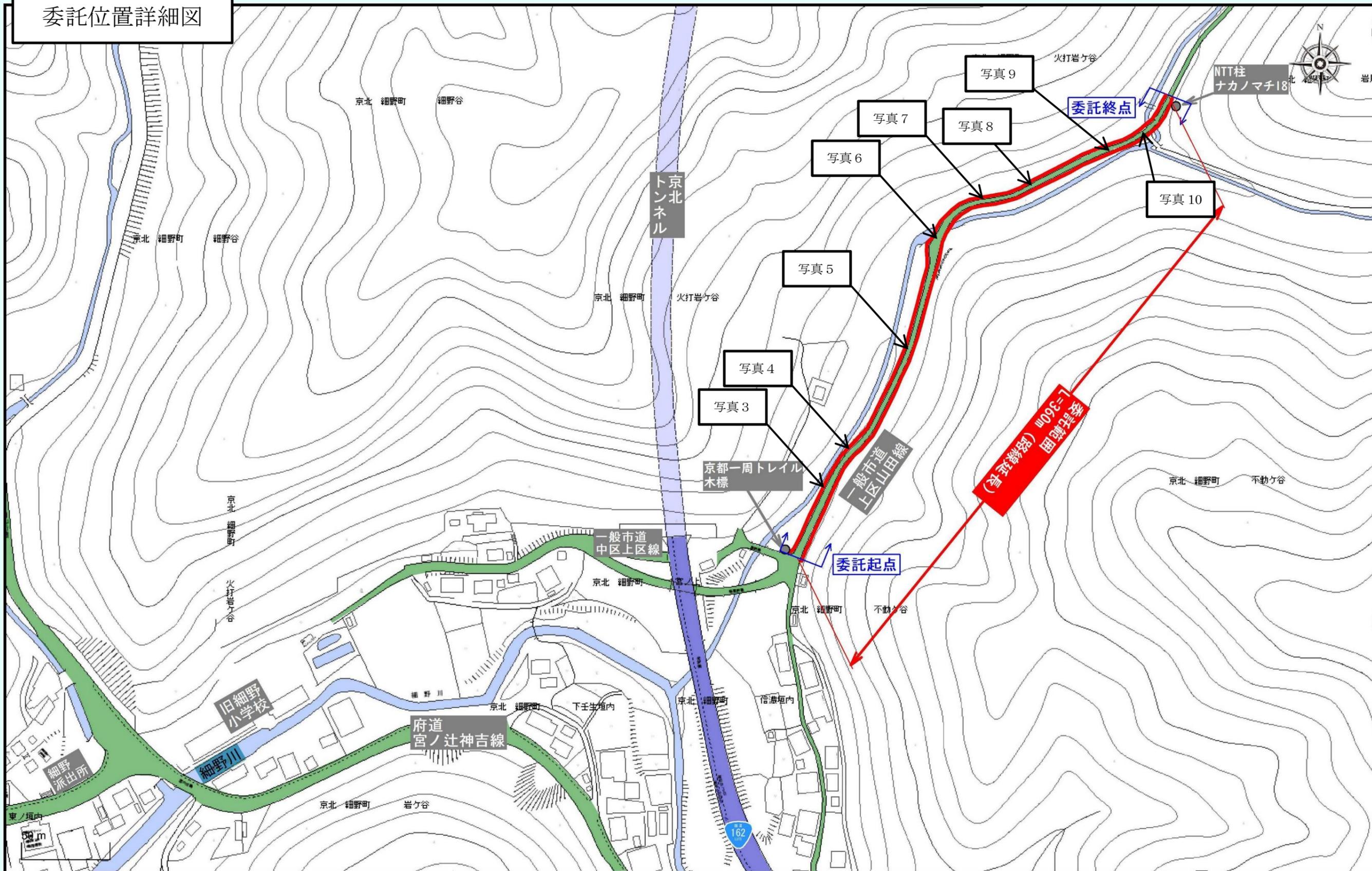
- ・ 作業で生じた処分材は現地に仮置きをせず、除去したその都度搬出をする。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者に提出すること。

(※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp)

業務委託箇所図 (右京区京北細野町不動ヶ谷他)



委託位置詳細図



現況写真

写真3



写真4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8

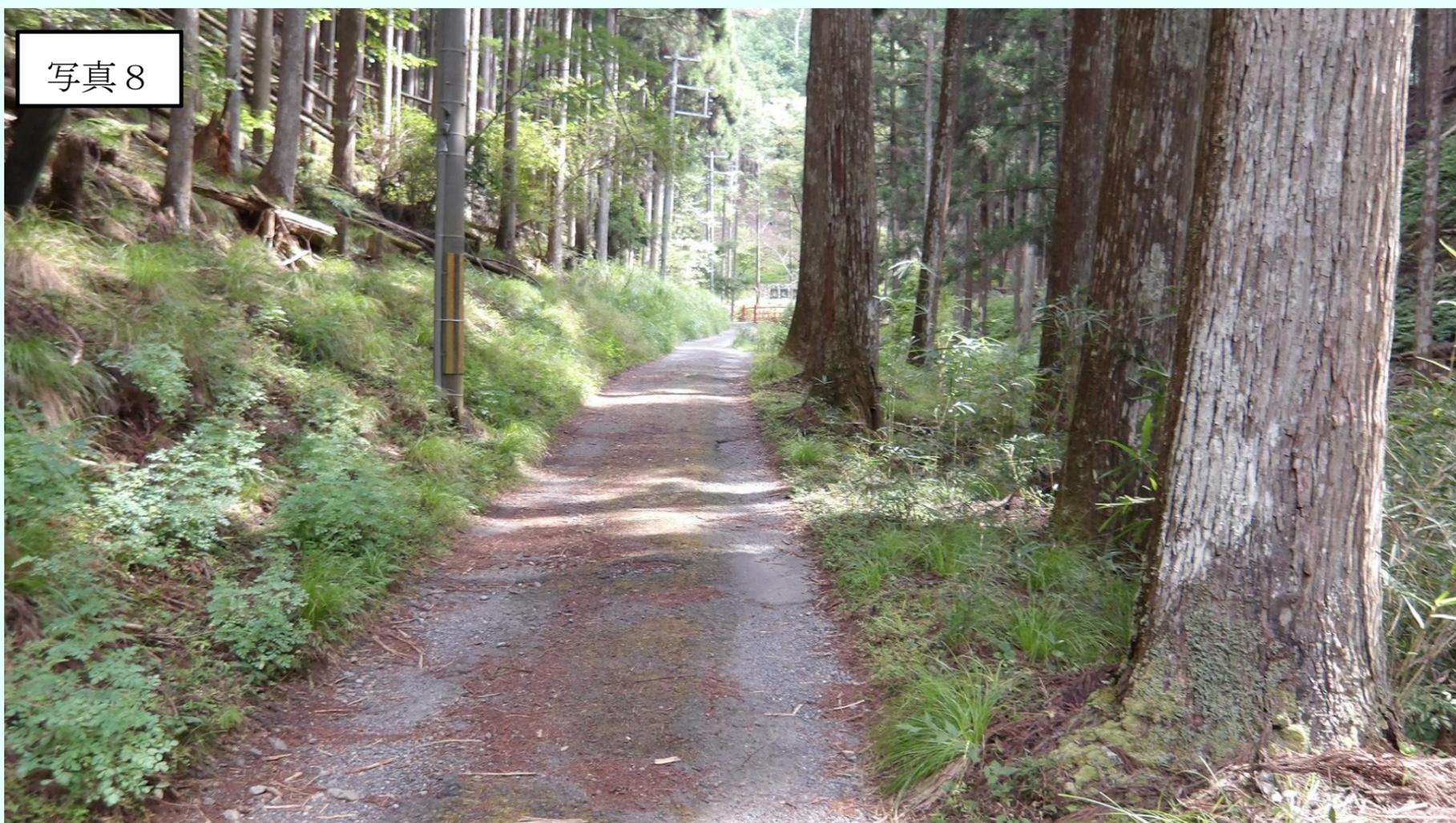


写真 9



写真 10

